

## はじめに

### IFSC ルールとは

クライミング競技のルールは、国際競技団体である IFSC（国際スポーツクライミング連盟 International Federation of Sport Climbing）が、その公認する国際大会のために定めたものがスタンダードです。これは以下にダウンロード・リンクがあります。

<https://www.ifsc-climbing.org/index.php/world-competition/rules>（QR コードは右）



IFSC から出ている審判関係の資料としては、この他に Judging Manual という文書があります。ルールのより深い理解にはこの文書も参照すべきですが、残念ながら最新版はオープンになっていません。以下は 2016 年版へのリンクです。

[https://www.ifsc-climbing.org/images/ifsc/Footer/Officials/IFSC-Judging\\_manual\\_2016\\_V1\\_3.pdf](https://www.ifsc-climbing.org/images/ifsc/Footer/Officials/IFSC-Judging_manual_2016_V1_3.pdf)（QR コードは右）



IFSC は、かつて UIAA（国際山岳連盟）の一部門としてクライミング競技を担当していた ICC（国際競技クライミング評議会 International Council of Competition Climbing）が UIAA から独立したものです。ちなみにこの 2 つの組織の関係は複雑で、両者の間にはその約 20 年の歴史を通じて様々な軋轢と政治的な駆け引きがあったようです。

さて IFSC=旧 ICC が UIAA の一部門であった頃、このルールは UIAA ルールと通称されていましたが、現在は IFSC ルールと言うのが普通です。IFSC=旧 ICC は毎年ルールの改定を行っていましたが、2008 年に隔年の改定となり、その次の 2010 年の改定で 4 年サイクルの改定が謳われるようになりました。

それでもルールが標準化される以前から数えても 30 年にも満たない歴史の浅い競技ですから、ルールが安定するにはまだ何年もかかるでしょうし、年ごとにマイナーな変更が必要になります。そうした変更については追補 (amendment) として IFSC のウェブサイト公開されることとされました。

ところが本来は追補で処理されるべき 2011 年、そして続けて 2012 年にも大きな改定がおこなわれます。この年の改訂は、古くからの念願であったオリンピックへ採用に向けての対応——オリンピックへの採用に有利になるようなルールに変更していくためのものです。2012 年の最も大きな変更はスピード種目でおこなわれましたが、これによってスピードは全く新しい種目として生まれかわったと言っても過言ではないかもしれません。

そして 2016 年以降は 2020 に向けて、細かな文言の厳密化などオリンピック対応が一層進み 2019 年には文言、構成の大幅な見直しが行われ、文章の平易化がはかれると同時に、ルールの中で使用される用語の解説が冒頭に付けられ、ルールに対する共通理解が得やすいようになりました。これは非英語圏のスタッフへの配慮と言われています。

### IFSC ルールの国内大会への適用

この IFSC ルールは先に述べたように、国際大会のためのルールです。したがって国際大会のみに関した内容も含まれ

ていますが、競技の根幹をなす部分は、例えどのように小さな大会であってもこのルールに準拠すべきです。要するに、草野球もワールドベースボールクラシックも基本的には同じルールに従っているのと同じことです。

かつて国体山岳競技では「登攀競技」の名称でスピード競技を実施していましたが、その最大の問題点は、日本独自の競技を作り出そうとしたことにあります。出発点に旧ソ連のドンバイ式ペア競技を持ちながら、その本家との関係も断ち切ったままルールや形式をいじり回して奇形な競技にしてしまった——そのため様々な矛盾が生じ、その末期には競技としては自壊状態だったわけです。スピード競技は'90年代には、旧ソ連の個人競技をベースに再編され、UIAAの国際競技の中に組み込まれていたわけですから、その段階で国体登攀競技も国際大会のルールを取り込んで再編成することは不可能ではなかったはずですが、それをせず、あくまで国内独自の競技形式に執着したことが結局、旧国体登攀競技そのものの終焉に結びついたのではないのでしょうか。

現在のリード、ボルダラーの両競技種目についても、確かに国内大会ではIFSCルールに100%準拠するのが難しい場合があるのは事実です。どうしても独自のルールを導入しなければならないことはあるでしょう。たとえそうであっても、それは最小限にとどめるべきです。

一般の競技には、ヒエラルキーがあります。地方大会の上に全国大会が、その先に国際大会があつて、頂点に例えばオリンピックがある、と言う図式であり、そうしたヒエラルキーが成り立つ以上、それらの競技は全て一貫性のあるルールによっておこなわれるのが当たり前です。逆に言うと社会一般の見方として、競技にはそうしたヒエラルキーが期待され、その運営についても統一されたルールによる一貫性を期待されるのです。クライミング競技を孤児にしないためには、どのように小さな大会であっても、IFSCルールに可能な限り準拠する、という姿勢が必要なのです。

## IFSC ルールの構成

目次を見るとIFSCルールには、冒頭の用語解説を別にして全部で1.5のセクションがあります。

### 第1部 総則

1. 国際スポーツクライミング連盟
2. 加盟団体
3. 共通規則
4. 罰則規定
5. アンチ・ドーピング
6. 抗議

### 第2部 競技種目毎のルール

7. リード
8. ボルダリング
9. スピード
10. チーム・スピード
11. 複合（コンバインド）

### 第3部 各大会についての規定

12. ワールドカップ・シリーズ
13. 世界選手権大会
14. ユース世界選手権大会
15. パラクライミング

それぞれのセクションの内容は大体、上にあげた表題からお分かりいただけると思います。

1.は IFSC そのものについての概論的な規定、2.は IFSC に加盟する各国の競技団体の「権利と義務」の規定といえは話が早いでしょうか。

一般に言う「競技ルール」にあたる部分は、「3. 共通規則」から後になります。「12. ワールドカップ・シリーズ」から「15 パラクライミング」までは、IFSC の公認する各国際大会に固有のことがらを規定してあります。これらは国際大会に選手や監督として出かけていく方、また国際大会の中核スタッフとして働く方には必須ですが、国内の競技会に限った場合には参考までに目を通していただければ良い内容です。

「5 アンチ・ドーピング」は IFSC のアンチ・ドーピングに対する基本的な対応を述べてあるのみで、細かい具体的なことがらは以下の URL を参照して下さい。

<https://www.ifsc-climbing.org/index.php/about-us/ifsc-anti-doping-program> (QR コードは右)



これらの全てを理解できているのがもちろん理想ですが、国内大会では余分なことがらもたくさんあります。また、罰則規定も国内大会にそのまま適用されるものではありません。そうすると国内で審判を務める場合にきちんと理解しておくべき事柄は、第 1.部では 3. 共通規則と第 2.部の各セクションと言うことになります。

## 第 1.部 総則

「本題」となるテクニカル・ルールに入る前に、他のセクションの中で必要と思われる部分を拾い読みしておきましょう。セクション 1 「国際スポーツクライミング連盟 (IFSC)」は、その表題からわかるように、クライミング競技の国際大会を主管する組織としての IFSC の主管する大会、権限、活動などを規定しています。

### IFSC による国際大会

1.9 カレンダーイベントの中で IFSC の公認が必要なものは以下の通り。

- A) ワールドカップ・シリーズ
- B) 世界選手権および各大陸選手権
- C) ユース世界選手権および各大陸ユース選手権

「カレンダーイベント」は 2020 年から使われるようになった用語です。IFSC の年間競技日程 (IFSC のウェブサイトの COMPETITION→CALENDAR <https://www.ifsc-climbing.org/index.php/world-competition/calendar> (QR コードは右下)) に掲載される国際大会を意味します。

その中で IFSC の公認が必要な大会はこの 3 つ (3 種類) です。

#### ワールドカップ・シリーズ

クライミング競技のワールドカップは世界の各地を転戦して開催され、ひとつひとつの大会で個人順位が出ます。その成績に応じて、ポイントが与えられ、その合計で年間順位を決定します。

#### 世界選手権

2 年に 1 度、偶数年に開催されます。2011 年までは奇数年開催でした。それがオリンピックの開催年に合わせるためか、2012 年から偶数年に変更になり、再度 2020 と同年開催を避けて奇数年になりました。



## ユース世界選手権

毎年開催される 14 歳から 19 歳までの選手を対象とした大会です。

2010 年まではこの他に大陸別の選手権大会、ユース選手権大会がありました。これらは 2011 年から各大陸の連盟に移管されたので、この規則からは削除されました。

また、ルールにはパラクライミングに関する規定もありますが、それについての記述は、ここにはありません。

## IFSC が派遣する役員

IFSC による各国際大会には IFSC から 5 人（5 種類）の役員が派遣されて大会を仕切ります。この名称は覚えておいて下さい。これらはこの後のセクションでその権限、役割に関係してたびたび言及されますので、これらの役割がどのようなものであるかを、理解しておく必要があります。

1.10 IFSC はカレンダーイベントにおいて、以下の役員を指名することができる。

### A) テクニカル・デリゲイト

テクニカル・デリゲイトは、カレンダーイベント開催中の IFSC に関係した大会運営上の諸事項を担当する。大会主催者の用意した設備とサービス（チーム・メンバーの受付登録、成績判定とリザルト・サービス、医療、報道その他の設備）が大会主催者ハンドブックおよび/またはその他の大会主催者と IFSC の間で合意した特定の規定に則っているかどうかを確認する権限を持つ。テクニカル・デリゲイトは、大会主催者との全ての会議に出席する権利を有する。ジュリー・プレジデントが不在の場合また、競技会場に未到着の場合、テクニカル・デリゲイトは競技エリア内における大会運営についてジュリー・プレジデントの代理を務める。特別な場合においてテクニカル・デリゲイトは、例えば競技会の形式を変更するような緊急措置の適用を決定する権限を有する。これらの措置は、IFSC により別途定められる。また、テクニカル・デリゲイトは該当するカレンダーイベントに関する詳細な報告を提出しなければならない。

テクニカル・デリゲイトが指名されていないカレンダーイベント、またテクニカル・デリゲイトが不在の場合にはジュリー・プレジデントがテクニカル・デリゲイトの職務を代行する。

### B) ジュリー・プレジデント

ジュリー・プレジデントは競技エリアに関する全面的な権限を有する。この権限は、報道関係者や主催者の指名したその他の人々全ての活動にも適用される。ジュリー・プレジデントの全面的な権限は、競技の進行に関する全ての面に及ぶ。ジュリー・プレジデントは IFSC オフィシャルの全てのミーティング、さらに大会主催者、チーム・メンバー、選手の出席する全ての運営会議やテクニカル・ミーティングを主宰する。ジュリー・プレジデントは通常、審判業務につくことはないが、どのような場合であれ必要と判断されれば、一般に IFSC ジャッジ、あるいはその他のジャッジが担当する判定業務に就くことができる。ジュリー・プレジデントは競技会の開始に先立ち、審判を務める全ての国内審判員に、IFSC の規則の適用について説明する責任を有する。ジュリー・プレジデントは該当するカレンダーイベントと、養成過程の最終段階にあるアスピラント・ジャッジについての詳細な報告の提出を要求される。

### C) IFSC ジャッジ

IFSC ジャッジは IFSC が指名した国際審判員で、ジュリー・プレジデントを補佐して、競技会の判定の全ての面を引き受ける。IFSC ジャッジは追加指名されることがある。IFSC はまた、IFSC ジャッジの補助を行う養成課程の最終的な実習段階にあるアスピラント・ジャッジを指名することができる。IFSC ジャッジは、競技順および成績の一覧の発表の告知、抗議、および競技会のプログラムに関するあらゆる重大な変更の責任を負う。

IFSC ジャッジは大会主催者または主催する加盟競技団体の指名した国内審判員の補佐を受ける。国内審判員の主な役割は、ルートとボルダーにおける選手の成績を、それぞれ判定することである。国内審判員は国際資格、または国内資格を保有していなければならない。国内審判員は専門的なルールと、競技会に関する諸規定を熟知し、IFSC ジャッジの指示の元でその任を務める。IFSC ジャッジは、原決定にジュリー・プレジデントが関わっている場合、テクニカル・デリゲイトとともに抗議審査団を構成する。

#### D) チーフ・ルートセッター

チーフ・ルートセッターは、大会主催者の指名したルートセッター・チームのメンバーと、ルート設定とメンテナンスに関する全ての問題——それぞれのルートやボルダー・ボルダーのデザイン、ホールドとプロテクションその他の器具類を IFSC の規定に照らして設置すること、ルートおよびボルダーの補修とクリーニング、ウォームアップ・エリアのデザイン、設置、メンテナンスを含めて——を計画し調整するために打ち合わせをしなければならない。チーフ・ルートセッターは、競技会のそれぞれのルートやボルダーの技術的標準と安全性を、責任を持って確認し、競技エリアにおける技術的問題について、ジュリー・プレジデントに助言をおこない、リード・ルートにおけるルート図の作成を補助し、ビデオカメラの設置場所の決定について、ジャッジに助言をおこなう。チーフ・ルートセッターは競技会と、IFSC ルートセッターもしくは指名されて該当するカレンダーイベントでその一部を担ったその他のルートセッターについての詳細な報告の提出を要求される。

#### E) IFSC ルートセッター

IFSC ルートセッターは、IFSC から指名された国際ルートセッターで、競技会のルートセットに関するすべての要素を請け負い、チーフ・ルートセッターを補佐する。IFSC ルートセッターは追加指名されることがある。IFSC はまた、トレーニングもしくはインターンシップ・プログラムに参加する追加のルートセッターを指名することができる。

IFSC ルートセッターは、大会主催者または主催する加盟競技団体の指名した国内ルートセッターの補佐を受ける。国内ルートセッターは国際資格、または国内資格を保有していなければならない。

### テクニカル・デリゲイト

直訳すれば、「技術代表」です。以前は次のジュリー・プレジデントとその役割の区分が曖昧なところがありましたが、現在ではかなり明確な線引きが行われています。大雑把に言うと、デリゲイトは大会の全体的な運営を統轄（ルールの 12.7B）には「テクニカル・デリゲイトは、大会そのものを中止することができる」とありま（す）し、ジュリー・プレジデントは競技そのものの運営の責任者ということになります。両者は互いに相手の業務を代行できますので同格の立場と考えられます。位置づけとしては、国体の中央総務が（本来は）それに近い役割なのだと思います（実態はかなり違いますが）。以前は、「テクニカル・デリゲイト」と「IFSC デリゲイト」という二つの呼称が混在していましたが、現在は「テクニカル・デリゲイト」に一本化されたようです。

### ジュリー・プレジデント

国体などの国内の大会で言えば、審判長になります。競技の統括責任者であり、競技そのもののほとんどのことからの最終的な決定権は、ジュリー・プレジデントにあります。

ルールの 12.7A) にはジュリー・プレジデントは「大会のいかなるラウンド（さらにスピードの場合は決勝のあらゆるステージ）であっても、その中断と再開、あるいは中途終了と再実施をおこなうことができる」、「大会の準決勝または決勝（さらにスピードの場合は決勝のあらゆるステージ）であっても、中止することができる」

とあります。さらに 3.4 には「役員であれ、それ以外の者であれ、ジュリー・プレジデントによって安全確保の妨げになると見なされた、あるいは妨げになることが予想されると判断された者は全て、即座にその役を解かれ、また競技エリアから退去させられる。」となっています。

### IFSC ジャッジ

国体など国内の大会の主任審判にあたります。ジュリー・プレジデントは通常は直接の審判はおこなわず、この IFSC ジャッジが現場の審判活動の責任者となります。

以前はカテゴリー・ジャッジの名称（当時の国際大会で「カテゴリー」と言った場合は、男女の性別の分類を指していました）でカテゴリーあたり 1 名でした。現在では基本は 1 大会に一人です。これは大会を主催する国の負担（こうした IFSC 役員の交通費、滞在費は開催国持ちです）の軽減とすることがあるのかもしれませんが、ただし、複数の種目からなる大会などでは複数指名が可能になっています。

### チーフ・ルートセッター

ルート及びクライミング・ウォールに関する最高責任者で、以前はインターナショナル・フォアランナーの名称でした。本来のフォアランナーの役目は、fore=事前に runner=走る（ルートを登る）者と言うことで、そのルートが大会に適した難度を持つか、安全性などに問題は無いか、を確認することにあります。またフラッシュで競技をおこなう場合に、デモンストレーションをおこなう役目もフォアランナーです。

つまりフォアランナーは、実際にルートを作る必要は無いわけです。確かにルートを作るセッターとは別の人間が、そのルートの内容を検証した方が客観的な評価が可能ですから、理想的にはルートセッターとフォアランナーは分けた方が良いでしょう。それゆえ、IFSC からの派遣役員としては「フォアランナー」だったのだと思います。

しかし現実にはインターナショナル・フォアランナーがセッターチームのリーダーとして働くことがほとんどであり、言葉としてわかりやすいのはどちらか？ということでチーフ・ルートセッターに落ち着いた、というようなことではないでしょうか。

ちなみにリード競技で記録判定に使用するルート図は、日本では伝統的(?)にルートセッターが作成していましたが、他国ではジャッジが作成します。ルートセッターはあくまで、それを補助するにとどまります。

### IFSC・ルートセッター

最後の IFSC ルートセッターは 2020 年に追加されました。審判の IFSC ジャッジに対応するもので、ルートセットの実務面を主に担うと考えて良いと思います。複数名の指名可能となっているのは、複数種目が同時開催される大会を考えてのことでしょう。

次のセクション 2 の「加盟団体」では、IFSC に加盟する団体（日本では日山協）が負う義務、そして IFSC の主管／公認する国際競技会に自国の選手を参加させるための手続きの概要などが規定されています。これも、国際大会に出場する選手は、一度は目を通しておいて欲しいところです。ただ国内での審判業務に直接関わると言う話ではありません。

さてそれではいよいよ競技規則そのものと言える内容に入っていきます。国体競技規則もそうですが、各種目に共通することがらをまず「総則」で規定し、各種目に固有の事柄を「リード」、「ボルダリング」、「スピード」の各セクションに定めています。

なお各種目で共通のことがらの多くが、それぞれの種目のルールの中に個別に記述されるようになりました。各種目のルールが独立してそれ自体で完結するように、という意図なのかもしれませんが、全体としては冗長な印象になっていま

す。

### 3. 共通規則

#### 種目

- 3.1 本ルールのもとで行なわれる国際クライミング競技会には以下の種目がある：
- A) リード：選手は1本または2本のルートでの獲得高度に基づいて順位付けされる。
  - B) ボルダリング：選手は完登したボルダー数に基づいて順位付けされる。
  - C) スピード：選手は規格で定められたルートの完登に要した時間に基づいて順位付けされる。
  - D) コンバインド：選手はスピード、ボルダー、リードの順で競技をおこない、その3ラウンドを通しての総合成績に基づいて順位付けされる。

総則の最初の3.1には、クライミング競技の国際競技会で実施されている3種目が定義されています。これを見ると、「リード」、「ボルダリング」、「スピード」の各種目が2つの要素で区別されていることがわかります。

そのひとつは安全確保の方法であり、もうひとつは順位付けの基準です。すなわち「リード」は文字通りリードで登ってどこまで登れたかを競う競技、ボルダリングはロープを使わずマットで安全確保して完登できた課題数を競う競技、「スピード」はトップロープで完登するまでの時間を競う競技、と言うことです。

この2つの要素はセットであり、切り離すことはできません。例えばボルダリングでトップロープを使用することはできません——もしトップロープでなければ安全が確保できなかつたら、それはルートの作り方が間違っているのです。もしそうならルートを作り直さなければなりません。ただし例外的にパラクライミングでは、現状ではトップロープで登るのに「リード」という表現が使われています。これは本来なら、リードの古い呼び名である「ディフィカルティ」の方がふさわしいでしょう。

競技ルールで使われる、知っておくべき言葉がふたつありますので、ここで説明しておきます。

まず「アテンプト」です。これは「狭い意味で選手が競技をおこなうこと」です。日本語にしにくいので、原語をカタカナ表記しています。アテンプト中は、選手は登っていますから選手の身体の一部が地面から離れ、クライミング・ウォールとホールドやハリボテなど、選手が登るために使って良いとされているものだけに触れた状態にあります。墜落してロープにぶら下がったり、ボルダリングでは地面に戻ったり、または使用してはならないエッジなどを掴んだりしたら、アテンプトは終了になります。

これに関連して、「レジティメイト・ポジション」という言葉もあります。これは「選手が何の違反も無くアテンプトをおこなっている状態」を意味しています。こちらもアテンプト以上に日本語にならないので、カタカナ表記です。

#### 安全性

#### 責任

- 3.2 競技会主催者は、競技エリア、競技会場の公共部分と、競技の進行に関わる全ての活動についてのあらゆる安全の確保について責任を負わなければならない。
- 3.3 各選手には、大会期間中およびまたは競技中に身につける用具と衣服について全面的に責任があるとみなされねばならない。
- 3.4 ジュリー・プレジデントは、競技エリアの安全性にいかなるものであれ疑問がある場合、チーフ・ルートセ

ッターとの協議の上、競技会のいかなる段階にせよ、その開始や継続の不許可も含めた決定をおこなう全面的な権限を有する。役員であれ、それ以外の者であれ、ジュリー・プレジデントによって安全確保の妨げになると見なされた、あるいは妨げになることが予想されると判断された者は全て、即座にその役を解かれ、また競技エリアから退去させられる。

クライミングが高いところに登るものである以上、危険はつきものです。個人のクライミングであれば「自己責任」で済んでしまう話も、競技会となるとそうはいきません。主催者には参加する選手の安全を保証する義務があります。

続いて、安全に対する選手及びジュリー・プレジデントの責任の範囲が規定されています。競技会の最高責任者はジュリー・プレジデントですから、安全確保においてもジュリー・プレジデントには強力な権限が与えられます。それを規定したのが 3.4 です。競技の安全確保上妨げになる、あるいはその可能性のある人間の会場外への退去もその権限の内です。

国内でも実例があります。ある大会で、某放送局の撮影スタッフが、壁の終了点に登って上から映像を撮りたい、と申し入れてきました。その時の審判長は安全上それを認めませんでした。その撮影スタッフは勝手に壁の上に上って撮影をおこないました。それに気づいた審判長は、ただちにその撮影スタッフを下におろし、会場外への退去と取材の禁止を命じました。

**用具**

3.5 あらゆるカレンダーイベントで使用される全ての専用用具は、IFSC により、もしくは特別な場合はジュリー・プレジデントにより指定されたものを除き、関連する EN 規準もしくはそれと同様で、それに相当する国際的規格（適用規格）に準拠していなければならない。本ルール発行時の適用規格は以下のとおり：

用具	GEN 規格
確保器（ロック型）	EN15151-1. (Draft)
確保器（手動型）	EN15151-2. (Draft)
クライミング・ハーネス	EN12277:2007 (Type C)
クライミング・ホールド	EN12572-3
クライミングロープ	EN892
クライミング用構築物	EN12572-1, EN12572-2
安全環付カラビナ（スクリュゲイト）	EN12275 (Type H)
安全環付カラビナ（セルフロック型）	EN12275 (Type H)
クィックドロ-テープスリング	EN566
クィックドロ-連結具（カラビナ）	EN12275 (Type B, Type D)
クィックドロ-連結具（クィック・リンク）	EN12275 (Type Q)

3.5 では、安全確保に関わる器具、用具は原則として EN 規格、または相当する国際規格に準拠したものであることを要求しています。EN 規格はヨーロッパの統一規格で、ヨーロッパ全体で定めた JIS のようなものです。

こうした用具の規格として、国内では通産省の SG マークがクライミング用具に適用されていましたが、現在ではほとんど廃止され適用外となっています。このため国産のハーネスなどのクライミング用品は、UIAA 規格を通すにはコストがかさむため、独自に強度試験をおこなってその証明書を添付して販売しています。

こうしたケースを考えて、逃げ道が用意してあります。それが「ジュリー・プレジデントにより指定されたもの」なら使用を認めるという一文です。



## 医療担当者

3.6 ジュリー・プレジデントは、医師（競技会専属医師 "Competition Doctor"）が、選手やチーム・オフィシャルの事故や負傷に対応するために待機していることを確認しなければならない。競技会専属医師はアイソレーションまたはウォーミングアップ用ウォールのオープン予定時刻から、その競技会のすべてのラウンドの最後の選手の競技が終わるまで、駐在しなければならない。

国際大会では、「資格のある医師」を待機させることが求められています。国体などを除き国内大会ではなかなかそこまでは難しいと思いますが、知り合いの医師や看護師がいる場合は頼んで来てもらうとよいでしょう。

ある海外のボルダリングの国際大会では、骨折者が多数でたため、最後には救急車が会場前に待機していました。国体でも、ボルダリングの導入以後、負傷者が毎年のように出ています。ボルダリング競技ではマットが適切でないと、すぐに負傷者がでるので要注意です。

3.7 負傷、その他の病気など、どのような理由であれ、選手が競技に耐える状態にないと信ずる場合：

A) ジュリー・プレジデントは競技会専属医師に、以下の身体テストをおこない、選手の状態を検査するよう依頼することができる：

- 1) 下肢：選手が連続して5回、それぞれの足で片足跳びが可能であるか。
- 2) 上肢：選手が連続して5回、両手で腕立て伏せが可能であるか。
- 3) 出血：選手が、血液がホールドに付着することがないように止血していることを確認しなければならない。傷口に（テープを貼ったのち）白布をあてがって血がにじみ出ることがあってはならない。

B) この検査の結果の後、その選手は競技に適した状態ではないと競技会専属医師が判断した場合、ジュリー・プレジデントは当該選手の競技参加を中止させねばならない。その後、当該選手が回復したと言う確証があれば、彼/彼女は所定の再検査を要求できる。検査の結果に従い、競技会専属医師は選手が競技に適した状態にあると判断すれば、ジュリー・プレジデントはその選手の競技を許可することができる。

選手の状態の確認法が規定されています。こんな検査で良いのか？と言う気もしますが、確かにこれができなければ登ることもできないでしょう。この検査は医師がおこない、その結果をもとにジュリー・プレジデントが選手の競技参加の可/不可を決定します。

問題はこれに続く文言です。「その後、当該選手が回復したと言う確証があれば、彼/彼女は所定の再検査を要求できる。検査の結果に従い、競技会専属医師は選手が競技に適した状態にあると判断すれば、ジュリー・プレジデントはその選手の競技を許可することができる」とありますが、リード予選のフラッシングの場合は別として、選手をアイソレートするラウンドであれば、選手はアイソレーションに居続けたい限り回復しても競技に復帰はできないはずで。

ここで、身体の状態が悪いのに、十分な処置が受けられるとは言えないアイソレーションに留まることを選手が望んだらどうするか？という問題が生じます。そうした時には医師の判断を仰ぐしかないと思われます。医師の判断で病院搬送が必要となれば、ジュリー・プレジデントがアイソレーションからの退去を命じ、その場合競技への参加が許可されることはないでしょう。

3.8 いかなる場合も、選手からの要求によって、特別な措置（たとえばボルダーの上からはしごで地面に降りる、など）を用意することがあってはならない。

特定の選手に他の選手とは異なる特例を認めてはいけない、という意味でしょう。あくまで全ての選手を平等に扱う、ということです。これは、リードの出だしでのスポッティングでも考えられます。選手によってスポッティングがついた

りつかなかったり、と言うのは問題になります。つけるなら全員につけるし、つけないなら全員につけません。

## 競技エリア

ここで言う競技エリアは、競技会期間中に一般の人が立ち入ることを禁じられる場所と考えて下さい。競技会の運営にたずさわる役員、選手、監督やトレーナーと言った選手団役員のみが立ち入ることができます。

競技エリアそのものの定義は、2019年版から冒頭用語解説に移りました。そこには以下のようにあります。

**Competition Area** (競技エリア) は競技会場のうち、競技会の中のスポーツ活動の部分のために割り当てられた区域を言い、以下をその中に包含する；

- (a) アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリア；
- (b) コール・ゾーンとトランジット・ゾーン；
- (c) 以下を包含する **Competition Zone** (競技ゾーン)；
  - i) 競技会のあらゆるラウンドに使用されるクライミング面；
  - ii) クライミング・ウォールの前方及び隣に近接した区域、及び
  - iii) ビデオの録画または再生に必要な区域など、競技の安全で公正な運営のために特に確保されたその他の区域；

さらに一般規則には、次のように規定されています。

3.9 競技エリアと一般に開放されたエリアとの間は、明確に区切られていなければならない。

3.10 適用せず。

3.11 いかなる選手もチーム・オフィシャルも競技エリア内にある間は、いかなる電子通信機器も、ジュリー・プレジデントの許可なく所持または使用することは認められない。

3.10 は、喫煙場所に関する規定でしたが、2020年に適用せずとされました。この「適用せず」の意味するところは、喫煙に関する現在の国際的な流れからすれば、競技エリアは一切禁煙であるということになるのだろうと推測されます。

オンサイトの場合、選手と選手団役員は受付後に隔離されます。この隔離状態がアイソレーション、そのための場所がアイソレーション・エリア(ゾーンやルームという表現をすることがあります)で、これを略してアイソレーション(さらに縮めてアイソ)と言うことが多いです。

単純に「アイソレーション」と言う場合は選手の待機場所ですが、そこだけが外部との接触/連絡を禁じられているのではなく、3.11にあるように**競技を終えるまでの間＝競技エリアにある間、選手も選手団役員も外部との一切の連絡が禁じられます**。したがって、「ジュリー・プレジデントの許可した機器を除いて、いかなる電子通信機器も所持または使用することは認められ」ません。

以前はこの禁止物品は、ある程度細かく品名が規定されていました(携帯電話……etc. しかし通信技術の発展とともに禁止物品の数は増えていきます。それを一つ一つ挙げていったら、ルールブックがいたずらに厚くなるだけですので、上記のように「電子通信機器」と一括して表現しています。

またこうした電子機器の多機能化のため、ちょっとしたものが通信機能を持つようになっていきます。選手側も日常使っている電子機器について、大会用に通信機能を持たないものを別途用意する必要が出てきています。将来的には通信機能を持たないものを探す方が大変になるかもしれません(と言うより多分なるでしょう)。そうなったらアイソレーションそのものを、電波を遮断するようにするしかなくなるのでしょうか？

このアイソレーションの違反は、選手の違反行為の中でも罰則の重いもので、一発でレッドカード＝失格です。それだけ「オンサイト」という概念が競技会で重要視されているということです。

### 競技エリアへの立ち入り

3.12 以下に指定する者のみが競技エリアへの立ち入りを認められる：

- A) IFSC オフィシャル
- B) 大会主催者役員
- C) 当該ラウンドに参加資格のある選手（ジュリー・プレジデントまたはその代行者の指示を受けた者）
- D) 公認された、チーム・オフィシャルの役員（アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアのみ）
- E) ジュリー・プレジデントが特に認めた者。この場合、これらの者は競技エリアにいる間を通して、競技エリアの守秘性を保ち、不要な混乱や選手に対する妨害を防ぐために、競技会役員の付き添いと監視のもとにおかれる。

3.13 動物は競技エリアに入ることができない。この規則の例外は、ジュリー・プレジデントの許可を必要とする。

アイソレーションも含め、競技エリアには選手と公認の選手団関係者、そして大会役員以外は入ることができません。

E) に規定されているのは、選手の取材に来ているマスコミ関係者などへの対応です。

動物（ペット）もジュリー・プレジデントの許可がなければ競技エリアに入れ（持ち込め）ません。実際に連れ込んだ選手がいて、他の選手とトラブルになったためにできた規定と聞いています。

2017年の改訂で例外としてパラ大会での盲導犬の扱いが加わりましたが、2020年に削除されました。

### 衣類と用具

選手の使用する用具とユニフォームの規定です。クライミング用具のハーネスについては先の3.5に従って、CE認証が必要です。

### 専用用具

3.14 選手の使用する全ての専用用具は、IFSC が別途指定した場合を除き、該当する適用規格に準拠したものでなければならない。選手は：

- A) そのアテンプト中、クライミング・シューズを履き、必要がある場合シット・ハーネスを着装するものとする；
- B) 以下を使用することができる：
  - 1) チョークバッグおよび市販の粉末もしくは液状のクライミング・チョーク。それ以外の補助剤（例：レジジン／ロジン＝松脂）を使用してはならない。
  - 2) 市販のスポーツ用サポーター（athletic compression supports）（上肢/下肢用）および/またはクライミング用ニーパッド。
  - 3) 傷害の予防もしくは処置のために必要とされるテーピングテープ類（athletic support tape）；
- C) クライミング。ヘルメットを着用することができる、  
選手はクライミング中にオーディオ機器を着装または携帯してはならない。

3.15 競技会主催者から提供される英数字が記載された〈bib〉は、上衣の背中側にはっきり見えるようにつけなければならない。ゼッケンは大会主催者ハンドブックに示される大きさを越えてはならない。競技会大会主

主催者は、加えて選手のズボンの脚の部分に追加ゼッケンをつけさせることができる。

以前はチョークに加えてポップ（粉末状の松脂 フランスのフォンテーヌブローなどで古くから使われていた）の使用を、ジュリー・プレジデントの判断で認めると言うことになっていましたが、今はチョークのみです。液体チョークも認められており、その成分（松脂の含有量など）に関する言及はありませんので、どんなものでも現状では使用可能です。2)はいわゆるサポーターやニーパッドの使用についてです。ニーロックのあるルートがある場合、この使用の可否は大きいかもしれません。

クライミング中のオーディオ機器＝ヘッドフォンステレオ機器の使用はアイソレーションにいるときなどは良いのですが、競技中に使用していると、審判の指示や注意などが聞こえず、競技進行に影響が出る可能性があるためにこうした規定があると考えられます。この一文があれば、後は選手自身の責任——聞いてないとは言わせない、と言うことでしょう。

ゼッケンの番号は予選の競技順で、これが選手 ID になり、準決勝以降も予選と同じ競技順を使います。

## 選手団ユニフォーム

3.16 各公式の式典及びミーティング（IFSC 及び大会主催者によっておこなわれるインタビュー、記者会見を含む）に、その所属する加盟競技団体を代表して出席するチーム・メンバーは、テクニカル・デリゲイトとの別段の合意がなされない限り、その選手団のユニフォーム——以下のついた長袖の上衣を含む——を着用しなければならない。

- A) 国名または IOC の 3 文字コード
- B) 任意で加盟競技団体のロゴ
- C) 任意で国旗の表示

3.17 その所属する加盟競技団体を代表する選手は、登る際にその選手団のユニフォームを着用しなければならない。

- A) ユニフォームに上衣（長袖、半袖を問わず各国のスポーツカラーまたは、同様に他国と区別しうる色、デザインであること）は必須である。また上衣には、以下のものを表示すること：
  - 1) 加盟競技団体のロゴ；
  - 2) 国旗の表示
  - 3) 上衣の背面または脇に、対比的な色を用いて国名または IOC の 3 文字コード
- B) チーム・ユニフォームのデザインは、男女の選手で異なっていてよい。2020 年のシーズン開始からは、チーム・ユニフォームの色は男女の選手で同色でなければならない。

## 広告

3.18 あらゆる用具、衣類は以下の広告規定に従うものとする：

- A) ヘッドウエア：製造者／スポンサーのラベルのサイズ上限は、合計で 1.8 平方センチとする。
- B) チーム・ユニフォームの上衣とレグウエア：スポンサーのラベル——合計 300 平方センチ以内。文字または形象による製造者のロゴ（名称や何らかの文は含まず）は、幅 5cm 以内で細長い形の装飾的な「デザインマーク」として、単一または連続で使用できる。デザインマークは過度に目立ったり、衣類の外観上見苦しくない限り、下記のいずれかの位置に表示することができる。
  - 1) 袖の一番下に袖に対して横切るように
  - 2) 袖の外側の縫い目の部分
  - 3) 衣類の外側の縫い目に沿って

- C) チョークバッグ：製造者の名称またはロゴ，及びスポンサーのラベル——合計 100 平方センチ以内
- D) 靴とソックス：製造者の名称またはロゴのみ
- E) タトゥーなど選手の身体に直接表示されたいかなる広告用の名称，ロゴも，上記にそれぞれ規定された身体部分のサイズ上限に含めて計算するものとする。

国体のユニフォーム規定も，基本的にはこれを参考に作られています，国体の性格上むしろ厳しくなっています。こうした広告やロゴのサイズは衣服だけでなく，刺青などのように選手の身体に直接表示されるものも含めて規制されています。

## 壁のメンテナンス

クライミング・ウォールのトラブルの際にクライミング・ウォールの状態を確認し，競技を続行できるか否かを**確認するのはチーフ・ルートセッター**の役目です。ここでは「保守チーム」と言っていますが，セッターチームがこれも担当するのが通例です。

- 3.19 チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドを通じて，IFSC ジャッジからの依頼に応じて壁の保守と修理を能率的かつ安全におこなう，熟練した保守チームを確保しなければならない。安全性は，常に最優先されねばならない。

3.20 は，競技中にホールドが破損し，全く同じ代替ホールドが無かった，というような場合の話です。

- 3.20 IFSC ジャッジの指示があったら，チーフ・ルートセッターは直ちに補修作業をおこなわねばならない。補修終了後，チーフ・ルートセッターが点検し，ジュリー・プレジデントに対し補修の結果，以降の選手に有利または不利になることがない旨を告知しなければならない。競技会のそのラウンドを継続するか，中止し再スタート（再試合）をおこなうかのジュリー・プレジデントの決定は最終的なもので，この決定に関するいかなる抗議も受諾されない。

例えば，ホールドが破損し同じホールドの予備が無い場合，類似したホールドで代用することになります。こうした場合に，代用のホールドを使用した結果，ムーブもグレードも同じであることをチーフ・ルートセッターが確認します。そして，その報告を受けて**ジュリー・プレジデントが最終判断**をおこなうわけです。

この決定に対する抗議は認められません。既に競技を終えた選手が，前より易しくなっていると主張しても，あるいはこれから競技する選手のチーム・マネージャーが前より難しくなったと言っても，それは受け付けられないことです。全く同じではないのですから多少の差違はあるので，もしそれに対する抗議を受け付けられたら收拾がつかなくなってしまうと言うことです。

余談ですが，もしチーフ・ルートセッター自身の正直な判断として，どうしても手持ちのホールドでは同じムーブやグレードにならないとしたら？大会を中断するというのは大変なことです。特にワールドカップのような国際大会になると，スポンサーとの関係など色々な問題があります。そうなると，多少の違いは目をつぶってしまうということになるでしょう。

## 記録と順位

ここでは，IFSC が公認する国際大会で作成される順位，記録が規定されています。

- 3.21 IFSC は以下の確定順位を公表する。

- A) 本ルールの当該セクションの定めるところに従って算出した、各年の各カテゴリーのワールドカップ・ランキング；
- B) ボルダー、リード、スピードの各種目の、過去 24 ヶ月間に各ワールドカップ、世界選手権で選手に与えられたランキング・ポイントの加重合計として算出する「常時更新される世界ランキング」〈Continuous Updating World Ranking=CUWR〉；
- C) スピード競技の世界記録.

#### ワールドカップ・ランキング

計算法は「12 ワールドカップ・シリーズ」の 12.15 から 12.18 に規定されています。順位に応じたポイントが選手に付与され、その年間トータルで順位を決めます。

#### 世界ランキング (WR)

ワールドカップや各選手権大会など IFSC の指定した大会の、過去の指定期間の成績をもとに作成されるランキングです。そのため、時によっては日ごとにランキングが変わります。競技順作成の際にも参照されています。

この指定期間はこれまで 12 ヶ月（1 年間）でしたが、2020 年の COVID-19 の影響で大会数が大幅に減少したことを考慮して 24 ヶ月に変更されました。

なお、ワールドカップ・ランキングでも WR でも、大会ごとに順位に応じて与えられるポイントが変動します。有力選手がたくさん出場した大会のポイントは高くなり、逆の場合は低くなるように計算法が決められています。このあたりの詳細は別資料の「IFSC WORLD RANKING (WR) について」をご覧ください。

#### スピード世界記録

スピード競技では、どの大会でも全く同じ仕様の壁、全く同じルートで競技をおこないます。そのため世界記録を出すことができます。

2011 年までは、競技の形式がタイトでなかったため、「レコード・フォーマット」と言う現在のものに近い形式の大会でのみ記録が認定されていましたが、2012 年の改定で完全に形式が一本化され、全ての大会でスピード記録が認定されるようになりました。

このほか、個人の個々の種目での順位の他に、国別の順位、複数種目を含む大会で複数種目に参加した選手の総合順位を出す、ということがそれぞれの大会の規定の中にあります。しかしこれらは現状では「おまけ」的な性格が強いです。

## 4. 罰則規定

ついでに国際大会での罰則についても、ざっと見ておいて下さい。国内大会ではこれをそのまま使うことはありませんが、基本にある考え方は、国内大会でのトラブルの対応時に参考になると思います。

## 総説

- 4.1 ジュリー・プレジデントは競技エリア内において、競技会運営に影響を及ぼす全ての活動と決定に、全面的な権限を有する。
- 4.2 ジュリー・プレジデントと IFSC ジャッジはともに、あらゆるその大会に参加登録したチーム・メンバーによる諸規則に対する違反と、品行上の問題に関して以下のことをおこなう権限を有する：
- A) 非公式の口頭での警告。
  - B) イエローカードの提示による公式な警告。
- 4.3 イエローカードまたはレッドカードの提示後、できる限り早い時点で、ジュリー・プレジデントは、以下のことをおこなわねばならない：
- A) 違反についてそして、ジュリー・プレジデントが規則に基づいたそれ以上の懲罰行動を考慮した問題の提訴を、規則に従って提議するかどうかについての陳述書を作成し、選手のチーム・マネージャー（あるいはそれができない場合は本人に直接）に提出する。
  - B) この陳述書のコピーを、規則違反の詳細な報告書、証拠、IFSC の懲罰委員会への提訴による追加懲罰の考慮を求める勧告とともに IFSC に提出する。

全ての違反に対して、いきなりイエローカードを出すわけではないということです。イエローカードが出るというのは、それなりに悪質である、ないしは選手が確信的におこなっていると判断された場合、ということです。

また 4.3 にあるように、出した以上は責任もともないです。安易には出せないということです。

### イエローカードによる警告

イエローカードに該当する行為の具体的な規定、及びそれを受けた場合の扱いです。

- 4.4 イエローカードによる警告は以下の規則違反に対しておこなわれる。
- A) 各チーム・メンバーによる競技エリア内での違反：
    - 1) 比較的軽度の、スポーツにふさわしからぬ行動；
    - 2) 比較的に中程度の、猥褻な、または好ましからざる言動。
  - B) その競技会に指名された IFSC 役員からの指示に関するもの、以下にあるものを含むが、これに限定されるものではない：
    - 1) IFSC ジャッジまたはジュリー・プレジデントによるアイソレーション・ゾーンへ戻る指示に対する不当な遅滞；
    - 2) コール・ゾーンから競技ゾーンへの移動の指示を受けた後の不当な遅滞；
    - 3) IFSC ジャッジの指示にしたがってスタートしなかった。
  - C) 用具及び式典に関するもの：
    - 1) 用具及び衣服に関するルールや規則に従わない；
    - 2) 競技会主催者から供与された競技順ゼッケン（number bib）を着用しない；
    - 3) メダル受賞者の表彰式への欠席；
- 4.5 イエローカードを受けたチーム・オフィシャルは、その大会期間中、競技エリア内のチーム・メンバーの便宜のために設けられたエリアに立ち入ることが認められない。

### 失格 (DSQ)

同じくレッドカード＝失格の場合、筆頭にアイソレーションに関する違反があげられています。

- 4.6 ジュリー・プレジデントは、競技会に登録されているいかなるチーム・メンバーをも失格させる権限を持つ。失格はレッドカードの提示による。
- 4.7 以下の規則違反は、当該者の関連するカレンダーイベントでの失格となり、さらに IFSC 懲罰委員会に提訴される場合がある：
- A) 適用せず；
  - B) 認められていない用具の使用。
  - C) 競技エリアにいる間に、許可なく通信手段を使用した。
  - D) アイソレーション状態で行われるあらゆるラウンドについて、アイソレーション状態の規定から想定される以外の情報を、以下から収集または提供した：
    - 1) 競技エリア外にいる者から；
    - 2) 当該ルート／ボルダーでのアテンプトを終了している者から。
- なお、競技会のアイソレーション状態の適用されないラウンドでは、選手はそのアテンプトの前、そしてアテンプトの間、競技ゾーンの外にいる他のチーム・メンバーから情報提供を受けることができる。

4.7A) は「アイソレーション状態にある時に、アイソレーション状態の定義の範疇をはずれてルート/ボルダーに関する情報を収集した」という文言でしたが、2019年までの4.7と4.8の文言が整理統合された関係で適用せずとなったようです。ただそれなら削除してナンバリングを繰り上げそうなものなので、あるいは将来的に適用される文言が隠れている可能性もあります。

ルートに関する情報収集は、従来は単純に競技ゾーン外の選手などからのルートに関する情報を取得することを禁じるものでしたが、2015年の改訂で、フラッシュの場合はこの規制が緩和されました。実際フラッシュの場合、選手は競技エリアの内と外を行き来しますので、その間の情報のやり取りを規制すること自体が不可能です。そうであれば、その点をルール上も認めてしまえ、ということでしょう。

### 行為の結果による失格 (DQB)

- 4.8 ジュリー・プレジデントは、競技会に登録されているいかなるチーム・メンバーをも、行為による失格とする権限を持つ。失格はレッドカードの提示により、かつ IFSC 懲罰委員会に提訴される；また、関連するカレンダーイベントの全ての競技会に影響する。
- 4.9 以下の事項は、即時に行為の結果による失格となる：
- A) 競技エリア内で審判、大会主催者、IFSC オフィシャルの指示に従わなかった。
  - B) ジュリー・プレジデントの指示による競技会期間中の肥満度 (BMI) 検査の拒否；
  - C) 競技中もしくは準備中の他の選手への妨害もしくは干渉；
  - D) 衣類および用具に対する広告規定の順守の拒否；
  - E) 同じ人物が1回のカレンダーイベントで2枚のイエローカードを受けた場合。

2020年に失格の規定が細くなりました。ただ DSQ, DQB の違いを包括的に定義するのは難しそうです。基本的にいわゆるアイソレーションの違反が DSQ という感じですが、4.7B)の「認められていない用具の使用」は、質的には4.9D)の「衣類および用具に対する広告規定の順守の拒否」との違いが分かりにくい気がします。あえて言うなら4.9D)は「順守の拒否」とありますから、注意を受けて従わなかった場合に、その「従わない行為」が失格の対象となるのに対して、4.7B)は使用そのものが問題である、ということなのではないでしょうか。

4.9 B)は2014年の改訂で追加になったものです。このBMI検査の目的は、無理なダイエットがユース選手の健康に



与える影響を考慮したものとのことです。具体的には準決勝進出選手について測定をおこない、そのデータを記録します。特定の大会で、以前の記録に比べ不自然な減少が見られた場合に検査を求めるといったことのようにです。

## 制裁の累積

4.10 各競技会で失格あるいは行為の結果による失格とされた選手は、関連するカレンダーイベントの一部をなす全ての競技会においてランク外となる。

4.11 同じ人物が同一シーズンに3枚のイエローカードを受けた場合は、以下のいずれかとなる：

A) その人物がすでに以下に該当する当該年の次のカレンダーイベントに登録している場合、そのカレンダーイベントへの参加資格を失う；

- 1) 3枚目のイエローカードを受けた種目と同一種目の世界ランキングに加算されるもの；もしくは
- 2) コンバインド種目のもの、

B) A)が適用できない場合、その人物は世界ランキングにカウントされる次のカレンダーイベントの登録資格を失う。

- 1) 3枚目のイエローカードを受けた種目と同一種目の世界ランキングに加算されるもの；もしくは
- 2) コンバインド種目のもの、

さらに、それぞれのケースにおいて関連するカレンダーイベントで該当する加盟競技団体の参加定員は、それに応じて削減される。

## その他の者

4.12 ジュリー・プレジデントは、誰であれ規則に違反した者の、競技エリアからの即時の退去を求め、必要であれば、その要求がいれられるまで競技の進行を中断する権限を有する。